

福岡県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

福岡労働局一般公示第7号

福岡地方最低賃金審議会は、下記の最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福岡県の区域内の事業場で使用される労働者又はこれを使用する使用者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和3年7月15日までに、福岡地方最低賃金審議会（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡労働局労働基準部監督課賃金室内）あて提出されたい。

記

福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第1号）

令和3年6月24日

福岡労働局長 藤 枝 茂

